漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第１項の規定に基づき、以下の特定水産資源に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から12月31日まで）における同項に掲げる数量を次のように定める。

令和６年１２月１０日

岡山県知事　伊原木　隆太

第１　まあじ

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量のうち、本県に配分された数量について、知事管理区分に配分する数量を次の表のとおり定める。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
岡山県全体	現行水準

第２　かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量のうち、本県に配分された数量について、知事管理区分に配分する数量を次の表のとおり定める。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
岡山県全体	48,000トンの内数